

京都市交通局 I C 定期券取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 1 0 号

京都市交通局 I C 定期券取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 定期券取扱規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により旅客から払戻しの請求があった場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定により払戻しの取扱いを行う場合は、払戻しする I C 定期券 1 枚につき、払戻手数料として 2 2 0 円を収受する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 3 条の 2」を「第 1 3 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「5 1 0 円」を「5 2 0 円」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(交通局営業推進室)